

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市漁業近代化資金利子補給金
補助の区分	利子補給
補助の概要	漁業者等に対して行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にし、その貸付資金に係る利子に対して、その一部を助成することにより、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。
補助事業者	新潟県漁業近代化資金事務処理要領の規定に基づき県の承認があったもの。
補助対象経費	利子補給の対象となる漁業近代化資金の利子補給金であり、補給率は年0.7%以内とする。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限、下限について規定なし。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	利子補給率 年0.7%以内。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可能 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 漁業近代化資金利子補給金の交付により漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的としているが、資本装備の高度化について数値化が出来ないため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 漁業近代化資金の窓口は東日本信用漁業協同組合連合会となることから、市での公募は行わない。
事業担当	（担当部署） 農林水産振興課 林業・水産振興係
	（電話番号） 0259-63-3761